第19回地方法人課税のあり方等に関する検討会

平成26年10月3日

【神野会長】 それでは定刻でございますので、ただいまから、地方法人課税のあり方等 に関する検討会を開催したいと存じます。

委員の皆様方には、大変ご多用のなかご参集いただきまして、心より御礼を申し上げる 次第でございます。

お手元の議事次第にお目通しいただければと思いますが、今回の検討会も、前回に引き 続きヒアリングをさせていただいた上で、意見交換を行いながら検討課題を深めていきた いというふうに考えておりますが、ヒアリングと、それから地方公共団体からの意見を報 告をしていただくという2つの議事を設定いたしております。

本日のヒアリングは、中央大学総合政策学部教授でいらっしゃいまして東京都税制調査 会の会長でもあられます横山彰先生に、大変お忙しい中をお時間を割いていただきまして、 ご臨席いただいております。

横山先生には、本日大変お忙しい中、貴重な時間を割いていただきましたことを、心より御礼を申し上げる次第でございます。

進め方につきましては、横山会長のほうから、検討課題についてご意見を頂戴した上で、 残りの時間で質疑応答を行いたいと思いますので、ご承知おきいただければと思います。

それでは、ご発表いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【都税調・横山会長】 はい。ただいまご紹介を賜りました横山でございます。去年の5月14日に、第7回のこの検討会でヒアリングをさせていただいて、それから2回目ということでございます。

東京都税調として地方法人課税のあり方について、どう考えてるのかということでお伺いをされておりますが、昨年と、基本的には東京都のスタンスは変わっていないということを、まずもって申し上げたいと思っております。

今、「東京都のスタンス」と申し上げましたが、東京都の当局のお考えと都税調の考え方と私個人の考え方ということがございますが、今日お話しさせていただきますのは、都税調での議論を踏まえて会長という立場でお話をさせていただくということで心得ておりますので、私見をなるべく入れないようにということでお話を進めさせていただこうと思っております。

それで、お手元の資料でございますが、6部構成ということで、地方法人課税の意義ということで、これはもう委員各位におかれましては、ご案内のとおりでございますが、東京都はどういうふうに、都税調はどう考えているのかということと、それから、法人事業税の暫定措置、それから法人住民税の一部国税化についてのお話、第3として、税源の偏在性についてどう考えたらいいのかということについてのお話、それから法人実効税率の

引き下げについてということでございます。それから外形標準課税が5番目で、6番目に、 超過課税について、どういうふうに考えているのかということについて、お話をさせてい ただこうと思っております。

本検討会事務局から、ご依頼の時間は15分を目途にしてということでございますので、 大体15分を目途に、これからお話をさせていただこうと思っています。

そもそも地方法人課税の意義でございます。これはもう皆様にお話しするまでもないのでございますが、往々にして、法人擬制説に立って議論をなさる論者も多いかと思います。つまり、最終的な負担は自然人しか負えないのだから、受益と負担の云々という話はおかしいんではないかというようなご議論も耳にする次第です。しかしながら、法人というのは、ご案内のとおり、法律で自然人と同じ権能を与えられている、自然人の組織体であるということですね。

しかし、現実の経済における法人企業の活動というのは、法人を構成する自然人やステークホルダーなどを個別に、そうした個々の自然人に要素還元できない。 そこで、組織体を1つの経済主体として認識して、その経済主体が受けている公共サービスに対して、自然人の集合体である組織体に応分の負担を求めている。したがって、要素還元できないという現実に照らして、やはり法人に地方の公共サービスないし行政サービスに見合った応分の負担を求めるということに地方法人課税の意義があるいう点は、あえて申し上げておきたいと思います。

ですので、一番最後にそう書かれてますように、法人事業税・法人住民税は、やはり基 幹税であることは変わりございませんで、他の税目とのバランス等々考えながら、その役 割をやはり十分に果たしていくことが適当なのではないかということです。

法人事業税については、また、その認識論なんですけれども、事業という収益活動を行っているという事実に着目して、担税力をそこに見出して課税する。人税ではなくて物税である。別の言い方をすると、付加価値を生み出すという活動に着目しているのではないかと。付加価値というものを新たに産み出す経済活動を行うことによって社会に貢献している、そういう収益活動なり付加価値を産み出す活動を、どういうふうに考えるかということが、今後の法人事業税のあり方にもかかわってくると認識しています。

それで法人事業税の暫定措置については、あくまで暫定措置であるということで、これは都税調としては、返ってくると、当然に戻していただくということが前提で今後の税のあり方を議論していると、ご理解いただきたいと思います。

それから法人住民税の一部国税化については、なかなか難しい問題でございまして、ただ、国税化という考え方が大きな地方分権の流れを考えたときにどうなのかというようなスタンスで、都税調ではこれまでまとめてきております。

というのは、ご案内のように、行政歳出側では4対6で歳入側では反対といったときに、 さらに国税化ということについては、やはり地方の税源を涵養するという趣旨にいかがな のかなというようなスタンスが、都税調での中間報告のとりまとめの時のスタンスだとい うことです。

3ページ目は、納税者の代表である当時の都議会において、言われていることでございます。

あとは4ページは、昨年の第7回の時にもお話しさせていただきましたけども、地財審をはじめ全国知事会でも、この当時は、こういうような暫定的な措置について、税理論的には成り立たないのではないかというご意見も開陳されていたという事実もあるということです。これは繰り返しになりますので、これ以上、申し上げません。

それから5ページ目でございますが、地方消費税の引き上げに伴う地方間の財政格差という、あるいは財政力の差が広がるんじゃないかと言うことで、ここら辺のところは、だからこそ地方法人税が恒久的に措置されたということにも、その根拠になっていると思うんでございますけれども、その時の財政事情というのがどういうふうに見込まれているのかといったときに、東京都については、将来的にかなり膨大な財政需要が見込まれるという事実について、どういうタイム・ホライズンっていうんでしょうか、時間軸の中で、こういうような格差を問題にするのかということについても、これも昨年申し上げさせていただいた事柄です。

それとかかわって税源の偏在性ということに入りますが、実際に法人事業税の暫定措置が入った時のような偏在性というのは、財政調整する前の段階で地方税収としての格差あるいは偏在性ということについては、その当時よりも偏在度が縮小しているという事実があるのではないかと申し上げたい。これをどういうふうにご認識願えるのかということもありますが、東京都税調としては、その主張をしたいということでございます。

それを時系列的に見たのが、最大最小の倍率で見ると、7ページのような形で事実として、暫定措置導入時ほどの税収の偏在は存在してないのではないかと。まだ偏在はあるのですけども、これをどう考えるかということです。

それから8ページでございますが、それを今度、暫定措置を撤廃復元して、さらに消費税率が8%の段階になったときに、どのくらいの倍率になるんだろうかと。10%に引き上げた場合、その段階での最大・最小の倍率というのは、どの程度になるのかということについて試算をしてみますと、3.16倍だったものが2.52倍になるのではないか。

それから次の9ページですけど、9ページについてはまた少し、前回の時も小西委員から厳しいご指摘をいただいたのですが、財政調整後において、いわゆる一般財源ベースで見れば、これで偏在していると言うのか。どの窓から見て偏在を言うのかといったときに、税源の偏在というようなときに、個々の税目の偏在性を問題にするのか、地方税収全体、地方税制全体の歳入の大きさの偏在性を問題にするのか、当然、事前的な偏在性を前提にして財政調整制度がわが国はしっかりとしてますので、地方交付税措置がなされた後の事後的な偏在性を問題にするのか。そういう事後的な調整後の姿を見ると、一般財源で見ると、こういう姿になってると。

でも、その右側にあるような各県と比べて、東京が1人当たりの一般財源がこういうよ

うな数字になってることをどう見るかといったとき、やはり規模の経済とか集積のメリットとかいろいろありますので、この事柄について不平等だとか偏在しているということは東京都は言っていないということもあえて強調させていただいて、全国平均なのではないのでしょうか。この姿を、委員各位は、どういうふうに考えられるのかということですね。

というのは、財政調整をし終えた姿は、1人当たりで見ると、こういうふうな姿になってるという事実もあるということで、皆さん方にも、少しこの点について、またお知恵なりお考えを伺えればと思ってます。

それから今度は調整後ではなくて、入るほうで考えても、人口1人当たりで見るというのは、法人関係の税目について、あるいは法人関係の税収について人口1人当たりで見るのはいいのでしょうかと。従業員1人当たりで見た場合に、どうなるのでしょうかといったときに、他の税目と比較してみても、そう特段に、東京都にとって法人事業税だけが集中してるとは言えない姿が見えてくるんではないかと。最大・最小の倍率が2.7倍とか2.3倍というのに比べて、従業員1人当たりの税額で比べると2.9倍になっているということです。

そうしたときに差異になるんですが、あるべき偏在性を問題にするといったときに、東京都は幸いにして集積のメリット、あるいは、これまでの国民全体のご努力の成果が果実として東京に集まっているということで恵まれているわけでございますけども、そのこと自体は都税調でも、恵まれているということ自体は自覚してというご意見も、委員各位の中から考えなきゃいけないというご意見も出てますが、総体として考えたときに、地方自治体間で財源を奪い合い続けるような、そういう状況設定で制度を考えることが、本当にどうなんだろうということですね。

そうすると、「Win-Win」という言い方は少しおかしいのかもしれませんが、やはり、それぞれの自治体が、安定的な財源確保をするためにどうしたらいいのかということで、地方税だけではなくて地方交付税も含めた地方税財政制度全体で考えていかなくちゃいけなくなってきてるのではないか。

12ページで知事の言葉があるんですけども、東京と地方がともに元気にならなければならないというようなスタンスでいらっしゃる。

次に法人実効税率でございますが、これについては、やはり先ほど冒頭にお話ししましたように、応益的な形での負担ということで法人に負担していただかなければならないということを前提に、国がある政策目標を実行するために行うことが跳ね返って地方の税収に響くようなことになると、必要な公共サービスへの跳ね返りが、また出てきてしまうんではないかと。

14ページには、これも政府税調で出た資料を、そのまんまコピーをしてきてるんですが、どういうことかというと、よく言われてる議論の中に、日本の実効税率が高いのは、地方の法人課税のウエートが高いからだというような議論もいわれてます。しかし、ここでドイツやカナダの例が挙げられていますように、やはりそれなりの役割を地方が担って

いる、歳出側でですね、担っている国では、実効税率、表面税率ですけれども、それはや はりかなり高いということが、こうした国際比較でも明らかになっている。ドイツ、カナ ダと比べて、特段、日本の地方の法人課税が高いという姿ではないようです。

そうすると、都議会では、15ページのようなご意見が出ているということです。

そのときに、外形標準課税についてどう考えるのかといったときに、外形標準課税の拡大の根拠というのは、いろいろあるんだろうと思うんですが、そもそも、これが入れられた背景には、応益課税としての税の性格と、それから冒頭お話ししましたように、別に赤字法人に課税をすることが目的で入れられたという認識ではないということですね。むしろ付加価値を生み出す活動というもので公共サービスの受益がある、それを測るとするならば、やはりそういう点での応益課税としての税の性格の明確化ということが、外形標準が入れられた根本なんではないかと考えます。

そうすると、やはり法人事業税の来歴というのでしょうか起源を直視すれば、やはり外 形標準課税の付加価値税の部分の付加価値のところに対する税金ですね、加算型であって も、そういうようなものが制度化できるのではないか。

17ページが、安定性ということで言うと、所得割よりも、かなり景気に左右されないという性格を持っていますということです。

最後に超過課税については、今の安倍政権のもとで法人税の実効税率を20%台にということでいわれているときに、約1%分は東京都が超過課税してる部分があるから、その部分を入れるとどうなのかということで超過課税について云々という議論もされているようです。

ただ、超過課税については都税調ではまだ議論していませんが、今後、やはり何か言っとかなければいけない。これは課税自主権ということで考えたときに、超過課税については今どうこうという議論にはならないのではないか。そこにありますように、東京都だけが超過課税してるわけではなくて、地方公共団体が同じような形、その重みがちょっと違っても標準税率でいるということではなくて、それぞれの地方公共団体が、地域の事情に、実情に応じて課税している姿を見ると、超過課税について議論すること自体は、やはりおかしいんではないかということでございます。

以上でございますが、もう一度繰り返します。地方法人課税について、偏在性があるから税源交換しろとか、あるいは、地方で法人課税をすること自体がおかしいというような議論については、地方法人課税にはそれなりに意義があるという前提のもとで地方税のなるべく偏在性、偏在度の少ない税制を構築しようとするときと、地方法人課税をなしで構築しようとするときはかなり大きな違いがございますので、都税調としては地方法人課税というのは地方にとって意義がある税だという認識でいるということを、最後にお伝えして終わりたいと思います。

以上です。

【神野会長】 はい、どうもありがとうございました。

地方法人課税の意義等々強調されたご発表でございましたけれども、委員の皆様方から、 あとの残り時間で質疑応答を続けていただければと思います。いかがでございましょうか。 どなたからでもけっこうですが、ご発言賜れればと思います。いかがでございますか。小 山委員、どうぞ。

【小山委員】 外形標準課税についてちょっとお伺いしたいと思うんですけれども。

東京都には当然のことながら、大田区はじめ中小企業が相当数あるというふうに認識しておりますけれども、外形標準課税を入れることによって、都の税収はどの程度影響があるかというのを、もし都税調でご検討したことがあれば、お聞かせいただければと思います。

【神野会長】 はい、よろしくお願いします。

【都税調・横山会長】 はい。そうした具体的なシミュレーションについては明確にはしてませんが、どの業種っていうんですか業態で、どういうような動きがあるんだろうかというのは、資料としては事務局に準備をしていただいております。

ただ現時点で、中小企業というんでしょうか、1億円の部分をどう考えるのかということについては、都税調としては、中小企業に配慮しつつというスタンスでいるということまでしか詰めておりません。

だから、さらにそれを引き下げるとか、そうなった場合、どうなるのかとか、そういうようなことについては、具体的な試算をしたり、そういうことは一切してございません。 ただ、やはり配慮しなければいけないということで、報告書等では、あるいは答申でも、まとめさせていただくつもりです。

【小山委員】 偏在性がさらに拡大するんではなかろうかということも思いますけれども、 それは大体、そういうふうな傾向になるということですか。

【都税調・横山会長】 それは偏在性というのは、東京都と他の地方公共団体と。

【小山委員】 他の地方公共団体、そういうことです。

【都税調・横山会長】 そこについては、正直な話、まだ試算はしてございません。

【神野会長】 はい、ありがとうございました。

ほか、いかがでございますか。熊野委員、何か。いいですか。小西委員、じゃあ。

【小西委員】 はい。本日はありがとうございました。本日は、冒頭に都税調の会長としての立場でというふうにおっしゃっていただきまして、それを、その中でご説明いただいたということでございますので、私も、そういうふうな形でご説明いただいたことを踏まえてのご質問でございます。

事実関係といいますか、ここだけ、どういうふうに認識したらよいでしょうかという質問を2つほどさせていただきたいと思います。

まず資料の5なんですけども、東京都には、膨大な社会保障需要が存在していて、国等が一方的に社会保障経費を算定し、生じるとする不交付団体における実質増収は実態を表したものではないというご指摘でございまして、これはもう当然、共通認識になるところ

ですが、地方消費税、消費税全体もそうですけども、社会保障給付の増に備える貴重な税源として国民から頂戴するということを踏まえて書かれた部分であると思います。

この場合、東京都には、私も、東京都の都心の高齢化がものすごいスピードで進むということについては承知しているところでございまして、これから、東京都の社会保障給付の予算が爆発的に増えていくであろうと。それを考えると、消費税は地方消費税では、もう十分見合うぐらいの財源があるというご説明だと思うんですね。

私どうしてもやっぱり、不交付団体と交付団体のバランスをどこに置いたらいいかという観点で考えるんですが、交付団体で言いますと、消費税の増収に伴う地方の一般財源の増加は、社会保障給付の補助事業分の地方負担分に見合う分はあるよと。でも、社会保障給付の単独事業の増分については、地財措置としては、一般財源の手当てはほとんどないんですね。ですから、補助事業分はあるんですけど、補助ぐらいの部分はあるんですけど、社会保障給付の、単独分の手当てが全然されていないというところからすると、この差はやっぱり、5ページの図は、東京都における単独需要も含めた図になっていると思いますと。それはいいか悪いかは、ちょっともうあんまり議論したくないものですから、そういう事実関係でよろしゅうございますでしょうかという念押しが、1つの質問です。

それから7ページなんですけれども、このあと、7ページを踏まえて、8ページ以下ずっと数字の話が出てくるんですが、偏在が下がってますというときに、この図は当然、法人、税の偏在ですので、景気変動の影響というのと制度改正の影響というのがあって、制度改正の影響については吹き出しで書いていただいてますけど、それともう1つ景気変動の影響もあって、当然、不況期には税収が下がるけども、それは当然、法人関係税のウエートの高いところのほうが下がるということからすると、平成24年度にグッと下がってるのは、この辺が景気の底で、26年度、27年度はちょっと分かりませんけど、景気よくなってくると、この数字ではどうだろうと。ですから、それ以下の数字も、24年度の直近の決算で見られたという意味では全く不自然ではないんですけど、ここが景気が一番悪いと見るんですが、いかがでしょうか。この2点でございます。

【神野会長】 はい、よろしいですか、2点、はい。

【都税調・横山会長】 はい。ご質問ありがとうございます。

第1点目は、消費税の引き上げの増収分については、社会保障の充実度を上回る地方消費税の税収が、不交付団体、とりわけ都に実質増収が生じてるんではないかということで、これも昨年の時に石井委員のほうから、ある仮定のもとでの試算ということで、実質増収がこれだけ、東京は不交付団体ということで、実質増収が生ずるんじゃないかというご指摘も頂戴したわけでございます。そういうことで1つは、法人住民税が一部を国税化されたということになったということは承知しております。

しかし、社会保障の充実等についてどうするのかという中身についての議論が、それぞれまだ十分に詰まっていないのではないかというような感触を持ってまして、そうした増収の議論は、都なり他の自治体もそうだと思うんでございますが、地財計画の上での話で、

実態がどうなるかはこれからなんではないかと。

だから、その実態を見て、今、小西委員が言われたような事柄については考えていかなければならない部分も出てくるかもしれませんが、ただ恒久措置として制度として法人住民税が一部国税化されて地方法人税が入っておりますもので、その事柄をどう考えるのかということに留めたいと思います。

それからあと、景気の影響をどう考えるのかと。おっしゃられるとおりだろうと思います。

そうすると、今後、景気がどうかということについて考えていったときに、安定性というのでしょうか、法人事業税の部分について、少しそうした景気の影響がなるべく反映しない安定的なものに使うほうがいいんではないかということで捉まえれば、付加価値割のウエートを少し、どの程度高めるかは置いて、高めていくようなものも、景気の波の影響を受けないという意味合いにもなってくるんではないかと思います。

だから、そういう点での付加価値割の意義について、確かに一橋大学の田近先生のように筋悪だというようなご議論も耳にしますけども、私どもの都税調としては、こうした税収の偏在性ということがいわれている時に、どういう方向で偏在性を少しでも緩和できるような方向にあるのかというと、そこの部分が小西委員が言われたような部分であるのではないかというふうにお答え申し上げたいと思います。

【神野会長】 はい、どうもありがとうございました。 ほか、いかがでございますか。吉村委員、どうぞ。

【吉村委員】 まず1点目なんですが、外形標準課税につきまして、先ほどあまり細かいところまで詰めてないというお話だったんですけれども、例えば中小法人まで外形標準課税の対象に含まれた場合に、行政側として、どれぐらい事務負担が増えるか、あるいは、事務負担が増えるということに対して、どのように考えるかということは議論されたんでしょうかというのが1つ目です。

もう1つが、税金の偏在性についてというところで、スライドで言うと6枚目のところです。東京には経済機能が集中しているので、その分、税収も集中するという、こういう関係があることをご指摘されて、これは現状認識としてそのとおりだと思います。一方で今後のことを考えますと、ますますこの傾向は強まっていくのではないかというふうに、私は専門家ではないので、素人的な感覚としては思うわけですね。

そうしますと、地方には高付加価値の産業がこれから伸びるというのは、なかなか期待できない。そうすると、雇用等を考えて若い人が東京に出て行く、あるいは高付加価値の産業というのが東京にますます集中していくというのは、今後の傾向として強まるのかなというふうに思っているんですけれども。

仮にそうだとすれば、先ほどお話があった課題、例えば高齢化の件についても、東京は、 若い人が今後もある程度流入することが見込めると言えるのではないでしょうか。そうす ると、時間軸の関係で言うと、少し地方よりも時間を稼げる部分があるんではないかとい う点が質問になります。

もう1つは、地方の教育インフラを利用して東京に出てきた人間ですね、こういったものが、ある意味で税金を払う税源でもあるわけで、これが東京に移転してしまうということについて、どう考えるかという議論が昔からあるところかと思います。これは古典的な議論ですが、お考えをお教えいただければと思います。

【都税調・横山会長】 はい。ご質問、ご指摘、ありがとうございます。

まず第1点目は、実際にどれくらい、そうした事務量がかかるのか、あるいは、徴税コストというのでしょうか、あるいは納税コストを含めてまさに税を集めるために、どれくらいの社会的負担が増えていくのかということについては、まだ何もその試算はしてございません。

それから2点目は、これから、ますます東京に一極集中というお話でございますけども、 この辺をどういうふうに考えるかといいますと、そういう傾向にあるということは、ある 識者のご議論として出ているというのは私も承知してます。

ただ、今後のことを考えますと、例えば北海道の夕張なら夕張の人が、即東京に出てくるのかと。そこまで「ティブーの足による投票」とか、人口の移動の可能性は高くないのではないかと。むしろ地方の県庁所在地なり中核都市に集まってくるような形で、そこで、サステイナブルな持続可能な地域の経済圏が組み立てられていくような日本の将来像をイメージすることのほうが、自然なのではないかと。

それから、もう1点は、税の負担で教育は地方が担い、そしてその良いところを東京が取ってるということも、それは受益と負担の実際の計量してみないと分からないとは思うんでございますが、そういう観点で、ふるさと納税的な考え方も入れられてきているとも考えられます。

そうすると、今後も、この姿でいいのかというのは、東京は受け入れる側でございますので、そうしたときに、そこにいわゆる参入障壁なり、東京に入ってくる移入に対してノーというような政策というのは、なかなか今のところできないのではないかと。

こういうようなときに、地方が魅力ある地域社会を、コミュニティを作っていただく。 これも昨年の5月にお話しさせていただいたと思いますが、ソーシャルキャピタル的な地 縁とか地域コミュニティというんでしょうか、そういうことを考えると、やはりその地域 のよさというのを自覚する国民もいっぱいいらっしゃると思いますので、そういう点で、 東京は東京で魅力あるまちづくりをし、地方は地方で魅力あるまちづくりをしていくこと で、お互いに相乗効果が高まるような方向が望ましいと。それは舛添知事の「地方も一緒 に」ということの言葉に表れているのではないのかと思います。

以上です。

【神野会長】 はい、ありがとうございます。

ほかは、いかがでございますか。鎌田委員、どうぞ。

【鎌田委員】 どうもありがとうございました。

今話題になっております一極集中、あるいは景気に伴う経済の動向についての関連なんですけれども。

2020年に東京オリンピックの開催が決まったということで、これから様々なインフラの整備含めて、東京オリンピックを睨んだ集中的な投資が、国あるいは都を含めて予定されているわけですけれども、都税調での議論でも、東京オリンピックの開催が決まる前、決まったあとで、かなり前提になる議論のところが変わっているんじゃないかという、そういう認識での議論というのは、都税調ではされているんでしょうか。

あるいは、とりわけ東京オリンピックの関連で、税収での影響、それが偏在のところと どういうふうに影響してるのかという辺りに関して、議論はいかがでしょうか。

【神野会長】 よろしいですか。

【都税調・横山会長】 ご質問ありがとうございます。

私の記憶が正しければ、そういうふうなオリンピックとダイレクトで結びつけたような ご意見や、あるいは事務局の資料が出てきたということはないと思います。

ただ、これだけグローバル化してきているときに、やはり東京が頑張らなくちゃいけない、東京が魅力ある、いわゆる国際都市でなければならないというような強いご意見は委員からも出まして、そういうような点で、オリンピックのそれは決定前の議論だったと思うんですけども、もう少し東京の魅力を高めて、海外から企業なり人や物が入ってくるような魅力あるまちづくりというようなご意見が出たのは事実です。

ただ、実際に今度のオリンピックが固まってから、都税調の中でそれを前提にして数字が出されたり、どうしたらいいのかと、それから、また偏在性がどうかというような検討はなされてません。それについて、今、貴重なご意見賜りましたので、何らかの形でオリンピックとの絡みで、偏在性云々というよりも東京都の税制全体のあり方について、若干考えなくちゃいけないかなというご示唆を頂戴したというふうに理解しております。どうもありがとうございました。

【神野会長】 はい、ほか、いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

【平嶋自治税務局長】 先ほど小山委員からご質問があった外形の導入で偏在性がどうなるのかというお話ですけども、2年前の、多分、この法人の検討会の今ほどの資料に出させていただいてるんですが、1億円超の法人の多くは実は分割法人になっておりますので、所得割のほうも付加価値割のほうも、同じような分割基準で分割しているので、基本的にそこの部分がある限り、あんまり偏在度は変わらないんですけれども、これは微妙なところがございまして、それぞれの単独法人、単独法人の分布の問題と単独法人の収益と付加価値の関係、それから収益がある企業の東京への集中度みたいなのがありまして、外形の導入によって、若干偏在度は小さくなってるということですが、基本的には、分割基準の問題のほうが大きいので、ものすごく変わるということではないということだと思います。

【神野会長】 はい、よろしいでしょうか。どうぞ、すみません。林委員。

【林委員】 質問なんですけども、最後のほうで超過課税についてご説明があったと思います。そこでは、自主的な取りやめを求める動きもあるというお言葉がありましたが、もう少し情報を持ってらっしゃれば勉強したいと思いますので、ご教示お願いします。

【神野会長】 いいですか。

【都税調・横山会長】 ご質問ありがとうございます。超過課税について都税調で議論したことは今までありません。

ただ、どういうことを申し上げたいかというと、風聞でおそらく私どもの事務局が神経質になってるのは、標準税率のもとでのいわゆる実効税率と、東京都を例に出して財務省の資料等で国際比較するときに1%弱の重みがあると。それでご案内のように、法人税率1%で5000億というような概数で考えたときに、この1%分をどういうふうに考えたらいいのかと。ある論者は、それは国の責任ではないと。では、それをやめさせたらどうかというようなご意見が、漏れ聞くところでは出てきていると。

そうするとこれは、そういうことについて、あまり過敏にならないほうがいいのではないかと私は思ってるのですけれども、そうしたことで超過課税について云々という議論がされてきてしまうと、やはり、それは少しおかしいんではないかということで、資料として用意をさせていただいたというふうに理解していただけたらと思います。

超過課税をどう考えるのかといったときに、そもそも制限税率を撤廃したほうがいいというご意見も出てるのは、もちろん課税自主権ということで言えば出るわけですけれども、それなりに制限税率の意味があるとするならば、その制限税率の中で、こうした超過課税をやっているということは、国が定めた制度の枠組みの中で、地方が地方なりに地域の実状に合わせて財源を超過的にお願いしたと、調達するために負担をお願いしてると。

今回またオリンピックの話でも、おそらくそうしたことで、都としても、ここについては今後どういうふうにするかということが議論されたときに、都議会でこういうような話が出てるもんで、都税調としても、今度の答申に若干1文1行なりとも触れる可能性があるということで、お話をさせていただいたということです。

【神野会長】 よろしいですか。

【林委員】 はい。前回、経団連の方からの報告では~その時の議事録を確認する必要ありますが~地方が自由に競争した結果としてあるならば、標準税制を離れて自由に課税してもらってかまわないというような発言があったと思いますので、申しておきます。

以上です。

【神野会長】 はい、ありがとうございます、

ほか、なければ、どうぞ、はい。

【平嶋自治税務局長】 今のでちょっと。経団連の言葉を補足するつもりはないんですけ ど、経団連の方が多分おっしゃったのは、個人住民税とか固定資産税が中心で、伝統的に は経団連の方は、法人関係税については制限税率を厳しくしろというスタンスのことが多 かったように記憶をいたしております。

【林委員】 そうなんですか。僕は前回、全然、別の意味で取ってました。

【平嶋自治税務局長】 前回は多分、固定資産税と個人住民税のことを念頭におっしゃったんじゃないかと思うんですね。

【林委員】 議事録を見てみましょうか。

【神野会長】 ほか、よろしいでしょうか。

それでは、なければ、この辺でヒアリングのほうを終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(都税調・横山会長退席)

【神野会長】 はい、それでは、冒頭申し上げました第2番目の議題でございますけれども、各地方公共団体から今日ご発表いただきました東京都の税制調査会のご意見等々に関連いたしまして要望書等々が出ておりますので、それをとりまとめた資料をお手元に用意しているかと思います。それについて事務局のほうからご説明いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【稲岡都道府県税課長】 はい。それでは、お手元の資料2により、地方税の偏在是正関係の地方団体からの意見についてのご紹介をいたしたいと思います。

1ページおめくりをいただきまして、これは地方3団体の意見を抜粋させていただいた ものでございます。

まず全国知事会ですが、〇の2つ目のところ、消費税の10%引き上げの際には、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めるということ、それから偏在是正により生ずる財源については、確実に地方財政計画に計上するということ。それから〇の3つ目でございますが、地方法人特別税・譲与税制度については、あくまでも暫定的な措置として導入されたので、その廃止等を図ることを基本。ただ、単に復元するだけでは、税収格差が現在より拡大すること。それから、景気回復に伴い法人関係税収が増加すると、さらに税収格差が拡大するといった課題があるので、現行制度が持つ偏在是正効果を踏まえるべきであるといったご提言でございます。

2つ目が全国市長会でございますが、○の2つ目でございますが、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めるに当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえるということ。それから、法人税割の交付税原資化は、地方団体間の財政力格差の是正のために創設されたので、地方一般財源の不足に対する確保策としないことといったことでございます。

それから町村会でございますが、○の2つ目でございますけれども、地方法人課税の検 討に当たっては、法人住民税が地域社会の費用について、法人にも幅広く負担を求めるた めに課税するものであること、それから、企業誘致等の税源涵養のインセンティブとなっ ていること等を踏まえて、行政サービスの低下を招かないよう慎重に行うことということ でございます。

次回の10月の7日に、石井富山県知事と高橋高岡市長に、ご出席の上、ご説明をいた だくという予定にしているところでございます。

2ページからが、都道府県、指定都市について、とりまとめたものでございますが。最後にちょっと若干6ページー応付けておりますけれども、税源の偏在性が少なく安定的な地方税体系という一般的なご要望につきましては、省略をさせていただいております。

一番上で北海道でございますが、○の2つ目、抜本的な改革が行われるまでの間、税源 の偏在性を縮小する地方法人特別税及び譲与税については維持する必要があるというご意 見でございます。

それから山形県でございますが、法人住民税法人税割の交付税原資化などによる、地方 税体系を構築することということでございます。

それから茨城県でございますが、法人住民税の交付税原資化について、今後のあり方について引き続き議論をして、こういったご要望でございます。

それから栃木県でございますが、法人税割の一部が地方交付税原資となったところであるが、引き続き、偏在性が少なく安定的な地方税体系の構築に努めると。

それから埼玉県でございますが、法人特別税それから法人県民税の一部の交付税原資化 については、税源の偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築が図られるよう検討するこ とということでございます。

3ページをご覧いただきたいと思いますが。東京都でございますが、法人事業税の不合理な暫定措置を確実に廃止し、地方税として復元すること。

それから、地方法人税は速やかに撤廃し法人住民税に復元すること。それから都市の財源を狙い撃ちした他の偏在是正措置の導入は行わないことというご要望でございます。

それから神奈川県でございますが、地方法人特別税は、平成27年10月までに確実に 撤廃し、法人事業税に復元すること。

それから○の2つ目でございますが、地方法人税が創設されたが、本来、税収格差の是正は、税源移譲や地方交付税の増額により、地方税財源を拡充する中で、国の責任で行うべきであって、不適切であるので、速やかに撤廃して、法人住民税に復元することということでございます。

それから富山県は、これは法人税割の交付税原資化をさらに進めるということ、それから地方法人特別税・譲与税制度の廃止等に当たっては、他の偏在是正措置と同時に実施することということでございます。

それから福井県でございますが、10%段階において地方法人特別税を確実に廃止し、 それから、法人税割の地方交付税原資化をさらに進めると。それから、新たな偏在是正策 を講じる際には、財政力の弱い地方自治体が減収とならないよう制度設計をするというご 意見でございます。 それから岐阜県でございますけれども、地方法人特別税の廃止に当たっては、偏在性の 少ない地方税体系を構築した上でということで、その廃止を先行して実施しないようにと いうご意見でございます。

それから愛知県は、10%段階で地方法人特別税を確実に廃止し、事業税に復元すること。それから地方法人税についても、これを撤廃するというご意見でございます。

それから大阪府でございますが、地方法人特別税それから法人住民税の一部国税化については早急に廃止というご意見でございます。

それから兵庫県でございますが、消費税の税率引き上げは、社会保障財源の確保を目的とするものであって、税制の抜本改革とは言えないと。抜本改革が行われるまでの間は、 地方法人特別税制度を維持するということでございます。

それから、地方消費税の税率引き上げにより偏在性は縮小するんだが、税収格差はなお 2倍を超えると。それから、交付税の交付団体と不交付団体との間での財政力格差はさら に拡大をするということで、これらの格差是正のためには、消費税と地方法人課税の税源 交換や交付税の特会直入などをして、自らの財源であることを明確にして、税、交付税を 一体とした格差是正措置を行うというご要望でございます。

それから奈良県でございますが、地方法人課税については国税化し、消費税について地 方消費税化する税源交換について検討することということでございます。

それから鳥取県は、地方法人課税のあり方を検討して、地方税源の偏在是正措置を講じると。

それから徳島県でございますが、26年度税制改正で、法人住民税の一部が国税化されて、税の偏在性是正の措置が講じられたが十分ではないと。地方の参画のもと、地方の意見を十分踏まえて、偏在性が小さい地方税体系の構築に引き続き取り組むようにというご要望でございます。

それから高知県でございますけれども、1つ目の○でございますが、偏在是正措置が講じられたものの、今後の景気回復などによる影響を踏まえれば、いまだ偏在性の少ない地方税体系が構築されたとは言い難い状況であるので、さらなる税源の偏在是正措置を講じることが必要不可欠であるということ。消費税率10%段階において、法人住民税法人税割のさらなる地方交付税原資化、それから、廃止となる地方法人特別税制度に代わる実効性のある偏在是正措置が確実に講じられる必要があるということでございます。

最後6ページでございますが、指定都市の関係でございますが、横浜市でございますが、 地方法人税については、分権型社会の実現の趣旨にも反するので、速やかに撤廃して、法 人住民税に復元すべきと。

さいたま市も同じく、地方法人税の撤廃と法人市民税への復元。

それから名古屋市でございますが、財政力格差の是正については、地方法人税のような 地方間の税収の調整ではなくて、地方税財源拡充の中で、交付税なども含めて一体的に行 うことというご要望でございます。 以上、概略ご説明をいたしました。

【神野会長】 はい、どうもありがとうございました。

何か特にご質問、ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ご承知おきいただければというふうに思います。

それでは、本日の検討会は、これにて終了させていただければというふうに思っておりますが、次回以降も引き続き、関係者団体からのヒアリングを実施する予定でございます。 次回の検討会の日程等々については、事務局のほうからご連絡があります。

【小西委員】 すみません、神野先生、ちょっと質問だけ。

【神野会長】 はい、どうぞ。

【小西委員】 すみません、もう、すぐやめますので。

せっかくいろんな権利の要望を説明していただきましたので、上手に書いておられるな と思うところで、やっぱりわれわれ委員会でちょっと共有しておいたほうがいいんじゃな いかと思うところがありますので。

兵庫県なんかもそうですけど、抜本税制改正というのは、消費税率をことを引き上げることを抜本税制改正、税制抜本改革というふうに言ってきたけども、偏在是正につながらないようなものは抜本税制改正じゃないというのは、やっぱり意味としては、ほんとはそうだと思うんです。

もともと税源交換というものを平成20年度の時にやろうとしたけども、消費税率を引き上げるまでは、もう触るなというので、特別税及び譲与税を入れたと。その時に譲与税の譲与基準を消費譲与税にしたというのは、これはもう、要は法人事業者が地方消費税に振り替えるための、もう先につばつけたということだったわけです。そこで附則104条も1と7で離してあるんですけど、7のところで偏在性の少ないというのをやったと。

ところが、それが地方法人税、地方消費税が社会保障給付の増に充てますという話になると、やっぱりその点は履行されてないと、こういうふうに上手に書いておられるなと思うわけですね。

ですから、抜本税制改正なんて実現してないんだから、特別税の存続はやむをえないん じゃないかというご認識が、ちょっとやっぱり、うーん、あるかなというのを、あるか、 これ、いくら議論しても、今の枠組みの中で地方法人特別譲与税を廃止して、みんなが喜 ぶ答えってないよねっていう雰囲気がある。最後は独り言ですけどね。

ちょっとせっかく紹介していただきましたので、ということではないかというふうに思います。

以上でございます。すみません。

【神野会長】 はい、ありがとうございます。承っておきます。

続いてどうぞ、はい。

【稲岡都道府県税課長】 はい。次回の検討会でございますが、10月7日の火曜日の午前中、若干、早い時間に開催をさせていただきたいと思っております。

中身でございますが、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会からヒアリングを行うとともに、石井委員、高橋委員から、知事会、市長会の議論等をご紹介いただくこととしております。詳細については、追ってご連絡を申し上げたいと思います。

以上でございます。

【神野会長】 はい。どうもありがとうございました。

本日は、皆様方からも生産的な議論を頂戴いたしまして、深く感謝する次第でございます。本日の朝早くからご参集いただきましたことに感謝いたしまして、これにて散会とさせていただきます。どうもありがとうございました。